

## 公益社団法人青少年育成広島県民会議表彰要綱

### 1 趣 旨

この要綱は、優れた行為のあった青少年及び地域において自主活動を積極的に続けている青少年団体・グループ・企業並びに青少年育成に顕著な功績のあった者などを表彰して、青少年健全育成の促進を図ることを目的とし、これに必要な事項を定めるものとする。

### 2 表彰の区分及び基準

この表彰は、県内に居住する者及び県内に活動母体を有する青少年団体等を対象とし、次に掲げる区分及び基準に該当する者について行う。

区 分	表 彰 基 準
1 青少年表彰	優れた行為のあった青少年（おおむね30歳未満の者）
ア いきいき賞	・ 善意の行為やボランティア活動などによって地域の人達などに感謝されている者
イ かがやき賞	・ 職場、社会、学校、家庭などにおいて精励し、模範となっている者
ウ チャレンジ賞	・ スポーツ、芸術、文化活動等を通じて明るい職場や地域・環境づくりに貢献し、模範となっている者
2 青少年育成功労者等表彰	青少年育成に功績のあった者、団体及び企業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年、青少年団体・グループの育成指導に顕著な功績のあったもの</li> <li>・ 青少年育成市町民会議、青少年を守る会、育成会等青少年育成組織の育成指導に顕著な功績のあったもの</li> <li>・ 「家庭の日」の普及実践活動、青少年をめぐる社会環境の浄化活動等県民運動の推進に協力し、顕著な功績のあったもの</li> <li>・ 青少年の育成に顕著な功績のあった企業</li> </ul>
ア 青少年育成功労者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として年齢50歳以上、活動歴15年以上（ただし、市町民会議構成員は10年以上）とする。</li> <li>・ 年齢50歳未満は活動歴20年以上とする。</li> </ul>
イ 青少年育成功労団体	・ 活動歴10年以上（ただし、市町民会議は5年以上）とする。
ウ 青少年育成功労企業	・ 活動歴10年以上とする。
3 模範活動団体表彰	優れた活動によって他の模範となっている団体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年団体、グループで充実した自主活動を行うとともに社会に対する活動が他の模範となるもの。</li> </ul>
4 優良自主規制団体表彰	青少年をめぐる社会環境を整備するため、自主規制活動を行い、成果をあげているもの

（注）国の各省庁又は知事から、青少年健全育成に関する表彰及び叙勲を受けていないものとする。

### 3 表彰の時期

表彰は、原則として公益社団法人青少年育成広島県民会議（以下「県民会議」という。）の総会において行うものとする。

ただし、これにより難い特別の事情のある場合は、この限りでない。

#### 4 被表彰候補者の推薦

- (1) 前記表彰基準に該当するものがある時は、市町長又は、市町民会議会長が別記様式による推薦書を作成し、県民会議会長に推薦するものとする。
- (2) 県民会議役員及び正会員は、前記表彰基準に該当するものがある時は、県民会議会長に推薦することができるものとする。
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び大学等の長は、前記表彰区分の「青少年表彰」及び「模範活動団体」に該当するものがあるときは、県民会議会長に推薦することができるものとする。
- (4) 推薦の期限は、別に定めてその都度通知する。

#### 5 選 考

- (1) 推薦があった者の選考は、県民会議に選考委員会を置き行うものとする。
- (2) 選考委員会委員は、理事全員が就任する。
- (3) 選考委員会委員長は代表理事が当たる。

#### 6 表 彰 の 方 法

表彰は、県民会議会長が表彰状に記念品を副えて行うものとする。  
なお、記念品については必要に応じて見直すことができるものとする。

#### 7 表彰の取り消し

表彰状を授与せられた者であって、その体面を汚辱する行為があった時は、選考委員会の審査に附し、表彰状を返納せしめ、その表彰を取り消すことがある。

#### 8 そ の 他

この要綱に定めるものの外、必要な事項は県民会議会長が別に定めるものとする。

- |     |                         |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成2年10月23日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成5年3月23日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成12年2月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成15年2月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  |
| 附 則 | この要綱は、平成21年6月17日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成23年12月1日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、平成29年4月18日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和3年12月10日から施行する。 |
| 附 則 | この要綱は、令和6年12月3日から施行する。  |